

三 政 財 第 169 号
平成 30 年 10 月 15 日

部 局 長 各 位

三豊市長 山下 昭史
(公印省略)

2019 年度当初予算編成方針について (通知)

このことについて、三豊市予算規則第 5 条に基づき、次のとおり通知する。

第 1 国 の 動 向

内閣府の月例経済報告（平成 30 年 9 月）によると、我が国の経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種施策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるが、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要があるとしている。

このような中、国は「経済財政経営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）において、少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現を図るため、人づくり革命・生産性革命の実現と拡大、働き方改革の推進、新たな外国人材の受入れ、経済・財政一体改革の推進等に取り組むものとし、2019 年 10 月の消費税率 10% 上げを実現するとともに消費税上げによる需要変動の平準化に万全を期すとしている。さらに、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針を堅持し、経済再生と両立する新たな財政健全化目標の達成のため、団塊世代が 75 歳に到達する 2022 年度に社会保障関係費の急増が見込まれることを踏まえ、2019 年度から 2021 年度を「基盤強化期間」と位置づけ、経済成長と財政を持続可能とするための基盤固めを行うとしている。

地方財政においては、地方の歳出総額について 2018 年度地方財政計画の水準を下回らないよう確保するとしているが、国・地方を合わせた基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化に向けて、地方財政の最大の不安定要因である臨時財政対策債の発行額は圧縮していくとしている。また、地方交付税については、改革努力等に応じた配分強化が検討される等、地方行財政改革を推し進める方針が示されており、引き続き厳しい財政運営となることが予想され、今後も国の動向に十分留意する必要がある。

第 2 本 市 に お け る 当 初 予 算 編 成 の 基 本 的 な 考 え 方

2017 年度決算では、実質収支が約 10 億 7,180 万円の黒字決算となり、歳入では、市税が対前年度比 1 億 4 千万円余り、率にして 1.8% の増収となったものの、歳入全体の約 3 分の 1 を占める地方交付税が約 105 億 6,640 万円、対前年度比約 3 億 9,800 万円、

率にして3.6%減となっており、今後も段階的に縮減幅が拡大されることから、より一層の行財政改革に取り組み、身の丈にあった安定的な行財政運営を行うとともに、交付税に関する国の動きを注視していく必要がある。

また、歳出では、扶助費、公債費等の義務的経費の増加が見込まれるとともに、公共施設の老朽化対策経費の増加や大型普通建設事業の実施、企業会計への繰出しなどの財政需要が見込まれている。さらに、合併特例債の発行期限が5年再延長となり2025年度までとなったことから、投資的経費の財源調達については、将来の財政負担を勘案しつつ、基金の取崩しとのバランスを図りながら、計画的な発行を検討していく必要がある。

以上を踏まえ、第2次総合計画のスタートとなる2019年度当初予算については、少子高齢化の進展・人口減少という社会的な構造変化に対応しつつ、未来へ向けた投資を確実に進めるため、真に必要で緊急性の高い実現可能な事務事業についてのみ予算化するものとする。

第3 予算編成要領

1. 総括的事項

(1) 重点事項

総計予算主義の原則に基づき、年度間を通じて予測される全ての歳入歳出を漏れなく計上して編成することとし、年度途中の補正については、真にやむを得ないもの以外は行わないので厳に留意すること。

重点施策については、次に掲げる第2次総合計画の基本目標(案)及び基本方針(案)に対応するもので、同計画の第1期実施計画(2019年度)で示すものとする。

【基本目標(案)】

- ① にぎわいが地域を元気にするまち(産業・交流)
- ② 知・体・心を育み、自分らしく暮らせるまち(教育・文化・人権)
- ③ 子どもが健やかに育ち、生涯笑顔で過ごせるまち(健康・福祉・医療)
- ④ 人と自然が守られる定住のまち(暮らし)

【基本方針(案)】

- ① 市民が可能性を切り開くまちづくり
- ② 効率的で健全な行財政運営

(2) 財政収支計画に基づく厳格な予算総額管理

普通交付税の合併特例措置の逡減や合併特例債の発行期限延長を踏まえ、将来的な財源状況等を勘案した適正な歳出規模への計画的管理が不可欠であることから、2019年度から2023年度までの5年間における財政収支計画を策定し、厳格な予算総額管理を行うこととする。

なお、財政収支計画に基づく財源対策として、歳入確保策はもとより、一般行政経費について一定程度の圧縮が必要となることから、予算要求に当たっては、既存事業の内容・執行方法等について抜本的に見直し、経常経費の削減に努めること。

【留意事項】

- ① 入るを量りて出ざるを制す（財政運営の基本原則）の徹底
- ② 公的分野に関わる者（市民等を含む。）の意識改革の徹底
- ③ 市が担うべき分野における「効率的で機能する市役所組織」の実現

(3) 事業の重点的・計画的推進

部局長の運営方針や事後評価結果等を踏まえ、事務事業の取捨選択を行った上で、予算を編成すること。

なお、人口減少対策、地域経済の好循環の確立、子育て支援や教育環境の充実、公共施設等総合管理計画に基づく老朽化対策等の政策的経費については、予算編成過程において検討する。

また、合併特例期間に終えておくべき公共施設等の統合整備（除却を含む。）については、人口減少による利用需要の変化を十分踏まえ、真に必要なものについてのみ計画するものとし、公共施設等総合管理計画等に基づく進行管理により、財政負担の軽減及び平準化に努めること。

(4) 行財政改革の実行

右上がりの経済成長は望めず税収は限られ、地方交付税は人口と共に減少傾向にある。さらに、社会保障費の増大で予算はますます硬直化していることから、何かの予算を増やすには別の予算の削減をセットで考えなければならない状況にある。

そうしたことから、市民サービスを低下させないよう、引き続き行政内部の合理化を徹底して進めつつ、今後においては地域や現場の創意工夫を汲み上げるボトムアップによる改革を含め、更なる組織・予算の最適化と、公共サービスのあり方をより進化させることで、自治の熟度と財政健全化の双方に貢献する「質の改革」に取り組むこと。特に、第2次行政改革大綱において各課で掲げた集中改革プランについては、予算に反映させながら着実に取り組みを進めること。

(5) 国・県の動向等の的確な把握

国・県の予算編成の動向等に十分留意して的確に見積もるとともに、あらゆる方策を講じて積極的な財源の確保に努めること。

(6) 横断的行政課題等への対応

行政ニーズの多種多様化に伴い、複数の課に関連又は類似する事務事業等が見込まれる場合は、関係課間で調整し、事業の統合化と効率性の向上を図ること。

(7) 行政の役割分担の明確化

行政の役割はもとより、その守備範囲と経費負担区分等を明確にすることで、経費全般にわたる徹底した見直しを進めること。

(8) 議会・監査委員の意見等の対応

議会及び監査委員からの要請や指摘事項等については、その趣旨を十分尊重し、速やかな改善等を図ること。また、請願や陳情等についても、事業の緊急性や実現性の可否等を精査すること。

(9) 予算編成状況の情報共有

予算編成過程の情報共有のため、予算要求状況や査定進行状況等について、経営会議（部長会議）において報告する。

2. 歳入に関する事項

歳入の見積りに当たっては、財源の確保に最大限努力するとともに、社会経済情勢の変動、国・県の施策及び制度の改正の動向等に十分留意の上、正確な積算基礎により確実な額を見込むこと。

- (1) 市税については、地方税制度の動向や経済情勢の見通し、市民所得の推移等を把握・分析の上、的確に見積もること。また、税負担の公平を期するため、課税客体の完全捕捉に努めるほか、納期内納付の促進や滞納処分の強化を図る等、収納率向上に最善の努力を払うこと。
- (2) 使用料及び手数料については、受益者負担に関する指針等に基づき、住民負担の公平性確保の観点に立ち、利用者負担の適正化を図ること。なお、実施した検証結果については予算に反映させること。
- (3) 国・県支出金については、事務事業の緊急性及び必要性、効果等を十分精査の上、対象事業を厳選するとともに、国・県等の制度改正や予算編成の動向等に十分留意し、新規・既存の事業を問わず、補助要綱の再確認や同様の事業における他団体の活用事例の情報収集等を行うことにより補助対象となるものは必ず活用し、財源の積極的な確保を図ること。また、補助金・負担金対象事業になるものを市単独補助事業として実施することのないよう十分留意すること。
- (4) 財産収入については、市有財産の状況を的確に把握し、効率的な活用に努めるとともに、未利用地については、処分を含め有効活用を検討すること。また、財産貸付収入については、社会経済情勢等を考慮しながら見直しを行い、適正に見積もること。
- (5) 市債については、公債費の増加が後年度の財政運営に多大な影響を及ぼすことから、発行額の抑制に努めること。また、地方交付税措置のある有利な市債の選択に心がけるとともに、事業の適債性、充当率等については、財政経営課と事前に協議すること。
- (6) ふるさと応援寄附金や広告収入及び資金運用等、金額の多寡にかかわらず、零細又は捕捉が困難なものについても極力把握するとともに、あらゆる角度から新たな財源の確保について積極的に検討すること。

3. 歳出に関する事項

全ての事業は、収入が確保されて、はじめて実施できることを念頭におき、単年度の収入で単年度の支出を補うことを基本に、既存の事務事業全般について聖域なく抜本的な見直しを行い、必要最小限の経費で最大の行政効果が発揮できるよう創意工夫を図るとともに、限られた財源の重点的・効率的な配分を行う。

- (1) 予算要求額の過大見積りを避けるとともに、各費目を通じ、必要性、緊急性、行政効果等に欠ける経費は計上しないこと。

- (2) 人件費、扶助費、公債費等の義務的経費及び臨時職員賃金・時間外勤務手当については、現行制度に基づき積算すること。特に臨時職員賃金は年間必要額を計上し、増額補正のないようにすること。なお、臨時職員の任用については、予算査定のほか、人事課又は教育総務課のヒアリングを受けること。
- (3) 扶助費のうち市単独事業については、事業の内容変更(対象者の精査等)や廃止等、事業の見直しを図ること。
- (4) 政策的経費については、第1期実施計画に計上されていることを絶対的条件とし、予算規模等の関係上、優先順位を明確にすること。
- (5) 新規の市単独事業は原則3年間を限度とし、事業効果を十分検証した上で計画すること。
- (6) 民間委託等の積極的な活用により、サービスの質の向上及び経費等の削減を図ることが可能な事務事業については、アウトソーシングに関する指針により、更なる業務改革を進めること。特に、職務内容が民間と同種又は類似した業務で、民間委託の進んでいない分野については、指定管理者制度のほか様々な民間委託の可能性を検討すること。また、民間資金とノウハウを活用して効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る事業手法として、PPP・PFIについても導入を検討すること。
- (7) 公共施設等の整備費に関しては、建設部局との調整はもとより、平成24年6月議会での工事請負契約の変更契約に関する付帯決議に留意するとともに、三豊市公共施設整備に関する事前協議実施規程に基づく審査を受けておくこと。

また、公共施設等総合管理計画との整合性を図るとともに、現有施設の利用状況と運営方法の再点検を行い、民間委託、転用及び譲渡を含め、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化の中で、地域の実情に即して計画すること。
- (8) 節別積算基準については、別紙「歳出予算節別積算基準表」による。

4. 特別会計に関する事項

特別会計については、一般会計に準じ、経費の削減に取り組むこと。また、適正な受益者負担の確保を図り、収支の均衡に努め、業務運営の健全化に取り組むこと。

5. 企業会計に関する事項

企業会計については、一般会計に準じ、経費の削減に取り組むこと。また、経営の合理化を図るとともに、企業性格を十分に発揮し、独立採算制の確保に努めること。